

長野県建築住宅センターからのお知らせ

平成29年4月1日より建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務の規制措置が施行され、建築主は2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（登録省エネ判定機関）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務付けられます。

長野県建築住宅センターは、国土交通大臣の登録を受け、平成29年4月1日から登録省エネ判定機関として、長野県全域を対象に省エネ適合性判定業務を行います。

省エネ適合性判定を受けることが義務付けられた建築物については、基準適合している旨の適合判定通知書がなければ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けることができなくなりますので注意が必要です。

なお、登録省エネ判定機関の登録を受けた指定確認検査機関へは、省エネ適合性判定と建築確認を共に申請することができますので、両申請共、弊センターをご利用いただきますようお願いいたします。